

江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこども及びその保護者に対して、家庭環境や経済的事情等に起因する貧困の連鎖防止を図り、将来の自立した社会生活を営む一助となることを目的とした学習支援事業（まなび塾）を実施している。

本事業をさらに充実したものとするため、こどもの学習支援に精通し、継続的・安定的に事業を遂行できる事業者をプロポーザル方式により募集・選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 5 年度江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務委託仕様書」のとおり

なお、委託契約については、選定された者と区との間で、本仕様内容及び提案内容を基本に、委託内容、仕様等について再度調整を行ったうえで実施する。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を 2 回まで更新することができる。

(4) 委託上限額

54,066,100 円（税込）

※金額は企画内容の規模を表すもので、契約予定金額を示すものではない。
また、最低価格の設定はしない。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつて

は再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 東京都内に本社または事業所があること。
- (7) 直近3年間に地方公共団体において本事業と同様の事業を受託した実績があること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和4年12月14日（水）～令和5年1月18日（水）
- (2) 質問受付期間
令和4年12月14日（水）～令和4年12月28日（水）午後3時
- (3) 質問回答日
令和5年1月6日（金）
- (4) 参加表明書及び企画提案書提出期限
令和5年1月18日（水）午後3時厳守
- (5) 第1次審査
令和5年2月1日（水）
- (6) 第2次審査（プレゼンテーション）
令和5年2月14日（火）
- (7) 最終選定結果通知
令和5年2月22日（水）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和4年12月14日（水）～令和5年1月18日（水）
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和4年12月28日（水）午後3時必着
 - イ 質問方法：「質問票」（様式3）に記載のうえ、電子メールにより「11

担当課」まで提出すること。

メールの件名は「【提案者名】江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務委託にかかる質問」とすること。

エ 回答日：令和 5 年 1 月 6 日（金）

エ 回答方法：質問への回答は参加者名を伏せたうえで区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない

（3）応募書類の提出

ア 提出期限

令和 5 年 1 月 18 日（水）午後 3 時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法

持参または郵送

- ・持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時（令和 5 年 1 月 18 日においては午後 3 時）まで
- ・郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先

〒136-0072 東京都江東区大島 4-5-1

江東区福祉事務所保護第二課自立支援担当

6 提出書類

（1）参加表明書（様式 1） 1 部

（2）企画提案書 正本 1 部 副本 7 部

ア 表紙は「江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務企画提案書の提出について（様式 2）」を使用すること。なお、副本への添付は、コピーでも可とする。

イ A4 縦型横書き（左 2 箇所止め）又は A4 横型横書き（上辺 2 箇所止め）でいずれも A3 版資料折込可。両面・片面印刷いずれも可。ページ数は 25 ページ以内（企画提案書表紙（様式 2）は除く）とする。

ウ 別紙「評価基準」の項目に沿って作成する。3 参加資格（7）に記載の実績（令和 2 年度～4 年度）および仕様書に記載された目的を達成するための提案を簡潔かつ具体的に記載すること。

エ 正本・副本ともに、表紙を除き参加事業者名が特定できる表現を記載しないこと。

オ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

- (3) 価格提案書（見積書） 1部
 - ・令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年分）
 - ・任意様式とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。なお、宛先は江東区まなびサポート事業（まなび塾）業務委託事業者選定委員会委員長とする。
 - (4) 団体（法人）概要書（様式任意 作成済のもので可） 1部
 - (5) 法人登記簿謄本（令和4年1月1日以降に発行されたもの） 1部
 - (6) 決算報告書またはこれに類する書類（直近3期分のもの） 1部
- ※提出書類等は返却しない。
- ※提出時期については、スケジュールのとおり
- ※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

7 評価方法

- (1) 評価基準
 - 別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法
 - 企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。
- (3) 第1次審査（書類審査）
 - 提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。
 - 第1次審査の結果は、令和5年2月1日（水）までに全ての参加事業者により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
 - 本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。
 - 1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）程度とし、参加人数は3名までとする。
 - パソコンを使用する場合は持参すること（プロジェクター及びスクリーンは区が用意する）。
- (5) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60%（915点）未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 本業務の実施及び予算額については、令和5年度第1回区議会定例会における令和5年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

11 担当課

江東区生活支援部保護第二課自立支援担当

担当 泉、茂呂

電話：03-3683-2435

メール：jishi-tan2@city.koto.lg.jp

郵送先：〒136-0072 江東区大島 4-5-1